特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
宇土市長

公表日
令和5年12月7日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、次の事務に利用する。 ①各種予防接種の案内 定期の予防接種対象者を抽出するために必要な住民基本台帳を入手し、予防接種の種類、実施医療機関及び期日又は期間を案内する。 ②予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種の記録を取得し、健康管理システムに登録し、管理する。 ③予防接種による健康被害救済給付 予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの認定申請（医療費医療手当、障害児養育年金及び障害年金、死亡一時金及び遺族年金・遺族一時金、葬祭料）において被接種者の接種歴及び住基情報を確認する。
③システムの名称	健康管理システム（予防接種）、中間サーバ、団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の16の2 （別表第二における情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の16の2、17、18の項及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市健康福祉部健康づくり課 〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51 電話0964-27-3324

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市健康福祉部健康づくり課 〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51 電話0964-27-3324

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	Ⅰ．５．②（所属長の役職名）	健康づくり課長　舩田元司	健康づくり課長	事後	変更は，様式改訂に伴うものであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和2年1月6日	Ⅱ．１（いつ時点の計数か）	平成30年12月28日　時点	令和元年11月15日　時点	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅱ．２（いつ時点の計数か）	平成30年12月28日　時点	令和元年11月15日　時点	事前	システムの全面入替え
令和2年11月13日	Ⅰ．１．②事務の概要	（評価対象事務全体の概要） 予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの １．住民であって政令で定める者に対し，期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており，その実施に係る事務 ２．定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり，障害の状態となり，又は死亡した場合に，健康被害救済の給付を行うこととされており，支給を受ける者が請求する際の手続 （特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容） 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い，特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し，期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており，その実施に係る事務 ②定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり，障害の状態となり，又は死亡した場合に，健康被害救済の給付を行うこととされており，支給を受ける者が請求する際の手続	（評価対象事務全体の概要） 予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの １．住民であって政令で定める者に対し，期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており，その実施に係る事務 （特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容） 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い，特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し，期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており，その実施に係る事務	事後	変更は，様式改訂に伴うものであり，しきい値判断結果に変更がないため ※左記２及び②の削除は予防接種法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省第178号）が令和2年10月30日付けで公布・施行されたことによるもの。 （改正の概要） 定期の予防接種等による健康被害の救済措置に係る請求書のうち，死亡者の救済給付に係る請求書について，死亡者の個人番号の記載を求めないこととする。
令和2年11月13日	Ⅱ．１（いつ時点の計数か）	令和元年11月15日　時点	令和2年10月1日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和2年11月13日	Ⅱ．２（いつ時点の計数か）	令和元年11月15日　時点	令和2年10月1日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月13日	Ⅳ．6情報提供ネットワークシステムとの接続	［○］接続しない（入手）　［○］接続しない（提供）	［　］接続しない（入手）　［　］接続しない（提供）	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行っているため，修正するものであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和2年11月13日	Ⅳ．6情報提供ネットワークシステムとの接続（目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か）	［　］	［　十分である　］	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行っているため，修正するものであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和2年11月13日	Ⅳ．6情報提供ネットワークシステムとの接続（不正ない提供が行われるリスクへの対策は十分か）	［　］	［　十分である　］	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行っているため，修正するものであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年1月20日	Ⅰ．1．③システムの名称	健康管理システム（予防接種）	健康管理システム（予防接種），中間サーバ	事前	情報連携を開始するため「中間サーバー」を追記するもの
令和3年1月20日	Ⅰ．4．②法令上の根拠	（情報照会） 番号法第19条第7号　別表第2　17,18,19の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第13条	（情報照会） 番号法第19条第7号　別表第2　16の2,17,18,19の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第12条の2，第12条の3，第13条，第13条の2	事前	情報連携を開始するため，「Ⅰ．4．②法令上の根拠」を追記するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月12日	Ⅰ．1．②事務の概要	（評価対象事務全体の概要） 予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 1．住民であって政令で定める者に対し，期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており，その実施に係る事務 （特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容） 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い，特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し，期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており，その実施に係る事務 ②定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり，障害の状態となった場合に，健康被害救済の給付を行うこととされており，支給を受ける者が請求する際の手続	公衆衛生の見地から，市内に居住する者に対し，期日又は期間を指定して予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより，市民の健康の保持に寄与するとともに，予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 特定個人情報ファイルは，予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い，次の事務に利用する。 ①各種予防接種の案内 定期の予防接種対象者を抽出するために必要な住民基本台帳を入手し，予防接種の種類，実施医療機関及び期日又は期間を案内する。 ②予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種の記録を取得し，健康管理システムに登録し，管理する。 ③予防接種による健康被害救済給付 予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの認定申請（医療費医療手当，障害児養育年金及び障害年金，死亡一時金及び遺族年金・遺族一時金，葬祭料）において被接種者の接種歴及び住基情報を確認する。	事後	事務の概要を整理したものであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年2月12日	Ⅰ．4．②法令上の根拠	（情報照会） 番号法第19条第7号　別表第2　16の2,17,18,19の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第12条の2，第12条の3，第13条，第13条の2	（別表第二における情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二の16の2 （別表第二における情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二の16の2，17，18の項及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2，第12条の3，第13条，第13条の2	事後	情報提供の根拠を追記したものであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年2月12日	Ⅳ．4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[　]委託しない	[○]委託しない	事後	以前から委託は行っていないため修正するものであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年2月12日	Ⅰ．1．②事務の概要	[　十分である　]	[　　]	事後	以前から委託は行っていないため修正するものであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月5日	Ⅰ．1．③（システムの名称）	健康管理システム（予防接種），中間サーバ	健康管理システム（予防接種），中間サーバ，団体内統合宛名システム	事後	変更は，既存システムの名称を追加するものであり，しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月5日	Ⅰ．４．②（法律上の根拠）	（別表第二における情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二の16の2 （別表第二における情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二の16の2，17，18の項及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2，第12条の3，第13条，第13条の2	（別表第二における情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の16の2 （別表第二における情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の16の2，17，18の項及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2，第12条の3，第13条，第13条の2	事後	変更は，根拠法令の改正に伴う号ずれのみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月5日	Ⅱ．１（いつ時点の計数か）	令和２年１０月１日時点	令和３年１１月１日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月5日	Ⅱ．２（いつ時点の計数か）	令和２年１０月１日時点	令和３年１１月１日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年11月4日	Ⅱ．２（いつ時点の計数か）	令和３年１０月１日時点	令和４年１１月1日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年11月4日	Ⅱ．３（いつ時点の計数か）	令和３年１０月１日時点	令和４年１１月1日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和5年11月1日	Ⅰ．７（請求先）	宇土市健康福祉部健康づくり課 〒869-0421 熊本県宇土市南段原町164-3 TEL0964-22-2300	宇土市健康福祉部健康づくり課 〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51　電話0964-27-3324	事後	変更は、請求先のみの変更であり、しきい値判断結果に変更がないため
令和5年11月1日	Ⅱ．８（連絡先）	宇土市健康福祉部健康づくり課 〒869-0421 熊本県宇土市南段原町164-3 TEL0964-22-2300	宇土市健康福祉部健康づくり課 〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51　電話0964-27-3324	事後	変更は、連絡先のみの変更であり、しきい値判断結果に変更がないため
令和5年11月1日	Ⅱ．２（いつ時点の計数か）	令和４年１０月１日時点	令和５年１１月1日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和5年11月1日	Ⅱ．３（いつ時点の計数か）	令和４年１０月１日時点	令和５年１１月1日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため